

—ご存じですか?—

アスベスト有無の 「事前調査結果の報告」は

施工業者の **義務** です!



「事前調査」

戸建てや公共施設・民間企業のビル等の **建築物の解体・改修** を行う際、該当する工事を実施する前に **石綿含有有無の調査** を実施し、その結果を労働基準監督署等に報告することが **2022年より義務づけ** られました。

※「事前調査」は、建築物石綿含有建材調査者取得者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。



調査完了までの **かんたん 3 STEP**

1

「打ち合わせ」

見積の提示や実施時期、期間についてご相談。まずは「アスベスト事前調査について」とお電話ください!

2

「書類調査」

建築時の工事設計図等を基に使用建材について、それぞれアスベスト含有の有無を確認。

3

「現地調査」

現地にて「書類調査」と差異があるかどうかを確認し、含有・不含有が不明な建材は採取・分析を実施。

2つの調査から報告書を作成します。

“建築物石綿含有建材調査者取得者”が多数在席。気になった方は、お気軽にお電話ください。

環境部 TEL 089-987-8206



公益財団法人 愛媛県総合保健協会